

# 貝塚市立東山小学校いじめ防止基本方針

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「しっかり学び、ともに高め合う子の育成」を教育目標としており、そのため人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに『東山小学校いじめ防止基本方針』を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという。例えば、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「生活指導部会」「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

「生活指導部会」…校長、教頭、こども支援コーディネーター、生活指導主担当  
各学年生活指導担当

「いじめ対策委員会」…校長、教頭、首席、教務主任、生活指導主担当、養護教諭  
各学年生活指導担当、人権教育担当、当該学級担任、  
当該学級学年主任、S CおよびS SW、  
こども支援コーディネーター

(3) 役割

ア.学校いじめ防止基本方針の策定

イ.いじめの未然防止

ウ.いじめの対応

エ.教職員の資質向上のための校内研修

オ.年間計画の企画と実施

カ.年間計画進捗のチェック

キ.各取組の有効性の検証

ク.学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画：基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

東山小学校 いじめ防止年間計画							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学校全体
4月	学級開き ペア学年交流 学級懇談会	学級開き 学級懇談会	学級開き 学級懇談会	学級開き 学級懇談会	学級開き 学級懇談会	学級開き ペア学年交流 学級懇談会	生活指導部会 入学式 PTA 総会
5月	家庭訪問 (家庭での様子の把握) ペア学年交流 あおぞら学級との交流	家庭訪問 (家庭での様子の把握)	家庭訪問 (家庭での様子の把握)	家庭訪問 (家庭での様子の把握)	家庭訪問 (家庭での様子の把握)	家庭訪問 (家庭での様子の把握) ペア学年交流	生活指導部会
6月	運動会 ペア学年交流 さつまいも植え いじめ対応プログラムⅡ	運動会 さつまいも植え あおぞら学級との交流 いじめ対応プログラムⅡ	運動会 町たんけん いじめ対応プログラムⅡ	運動会 いじめアンケート いじめ対応プログラムⅡ	運動会 いじめアンケート いじめ対応プログラムⅡ	運動会 いじめアンケート ペア学年交流 いじめ対応プログラムⅡ	生活指導部会 いじめアンケート集計・考察 いじめ対応プログラムⅡ
7月	ペア学年交流 個人懇談	個人懇談	個人懇談	個人懇談	個人懇談 宿泊学習	ペア学年交流 非行防止教室 個人懇談	生活指導部会
9月	人権学習 ペア学年交流 東山まつり	人権学習 東山まつり	人権学習 東山まつり	人権学習 東山まつり	人権学習 東山まつり	人権学習 ペア学年交流 東山まつり	生活指導部会
10月	ペア学年交流 秋見つけ おいもまつり 校外学習 ふわふわの木	秋見つけ おいもまつり 校外学習 ふわふわの木	校外学習 地域のお店見学 ふわふわの木	校外学習 ふわふわの木	校外学習 ふわふわの木	修学旅行 ペア学年交流 ふわふわの木	生活指導部会 道徳教育研究授業
11月	音楽会 ペア学年交流	音楽会	音楽会 障がいのある方との出会い	音楽会 あおぞら学級との交流	音楽会 あおぞら学級との交流	音楽会 ペア学年交流	生活指導部会 人権教育研究授業
12月	ペア学年交流 ドッジボール大会 個人懇談	ドッジボール大会 個人懇談	ドッジボール大会 個人懇談 あおぞら学級との交流	ドッジボール大会 個人懇談	ドッジボール大会 個人懇談	ペア学年交流 ドッジボール大会 個人懇談	生活指導部会
1月	ペア学年交流 いじめ対応プログラムⅡ	いじめ対応プログラムⅡ	いじめ対応プログラムⅡ	いじめ対応プログラムⅡ	いじめ対応プログラムⅡ	ペア学年交流 いじめ対応プログラムⅡ	生活指導部会 いじめ対応プログラムⅡ
2月	ペア学年交流 大なわ大会	大なわ大会	大なわ大会	大なわ大会	いじめアンケート 大なわ大会	いじめアンケート ペア学年交流 あおぞら学級との交流 大なわ大会	生活指導部会 いじめアンケート集計・考察
3月							生活指導部会

※年度初め、入学式やPTA総会等で保護者へ、学級開きで児童へ「学校いじめ防止基本方針」について説明する機会をもつ。

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

生活指導部会（いじめ対策委員会）は、各学期の終わりに年3回検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。また、「学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して機能しているかを校内において点検するとともに、学校評価の評価項目に位置付け、児童や保護者、地域関係者等の意見を取り入れながら、必要に応じて見直す。

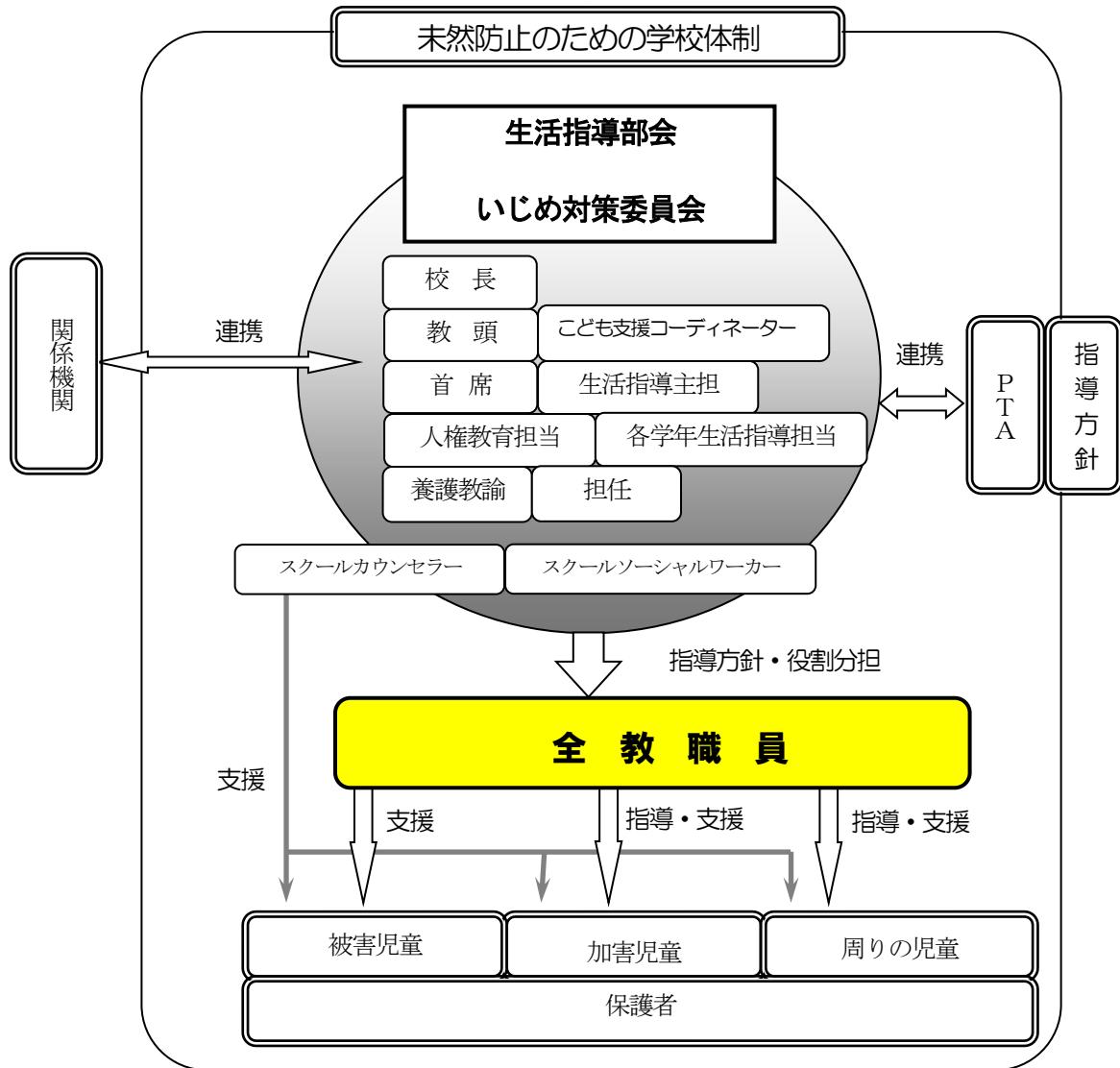
## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

#### (1) 未然防止のための学校体制



- (2) 未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

## 2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図る。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全ての当該組織に報告・相談をする。また、児童に対しては、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。発達の段階に応じて、「いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものである」「いじめが刑事罰の対象となり得ること、不当行為に該当し損害賠償責任が発生しうるものである」といった人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ取り組みを行う。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (3) いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたわかりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくことが大切である。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。
- なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる必要がある。
- (4) わたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、すべての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫することも有効である。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。
- なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身についていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むことが考えられる。幅広く長く多様な眼差しで児童を見守ることができるだけでなく、児童自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。
- (5) 児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する。例えば、道徳の時間や人権教育を通じて、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを指導する。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的的危害になることなどを指導する。また、高学年では、インターネットやスマートフォン等を利用したいじめに対する情報モラルを身につける指導を実施する。一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像や、動画等の情報を消去することは極めて困難であり、その行為が、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを行う。

なお、児童会がいじめの防止に取り組むことは推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で児童が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の者だけが行う活動に陥ったりしないよう、すべての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

## 第3章 早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めるなどを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていくとする熱い行動力が求められている。

- (1) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。
- (2) 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、職員会議や生活指導部会、学年会等で教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

### 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケート（5・6年生対象）は年2回実施し、アンケートの集計・考察を行う。また、いじめの未然防止チェックリストを活用し、児童の実態把握に努める。  
定期的な教育相談としては、一学期はじめの家庭訪問や各学期末の個人懇談等を行う。日常の観察として、児童が示す小さな変化に気づくことができるよう、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したりするよう努める。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、学級懇談会や個人懇談、家庭訪問等の機会に、児童の家庭での様子を聴き取る。また、児童について気になる点は保護者に連絡（いじめにつながる可能性のある事象は必ず連絡）し、どんなささいなことでも学校に連絡してよいという姿勢を見せ、どんな相談にも真摯に対応する。また、保護者からも家庭での様子で少しでも変わったところがあれば連絡をしてもらえるように、日頃からの良好な関係づくりに努める。
- (3) 児童・その保護者・教職員がいじめに関して相談しやすい体制づくりに努める。児童からの相談に関しては担任をはじめ、授業等で関わりのある教職員や過去に担任だった教職員、そして生活指導主担や養護教諭が窓口として挙げられる。保護者からの相談に関しても担任を基本としながら、学年主任や生活指導主担、教頭、首席、養護教諭が窓口として挙げられる。また外部の電話相談窓口もあることを広く周知する。全教職員が職員会議や生活指導部会、学年会等で積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有するよう努め、些細なことでも各学年主任や生活指導主担、管理職に相談できる雰囲気をつくる。児童や保護者にとっていじめに関する相談をしやすい体制を整え、誰が相談を聞いても情報を共有し、学校全体として対応できるように努めていく。
- (4) 担任からの学級への周知だけでなく、児童集会などの児童への周知、また、配布物などの保護者への情報提供等により、相談体制を広く周知する。毎月の生活指導部会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、児童の人権やプライバシーを傷つけることのないよう十分に留意する。情報を開示するような場合は、必ず校長、教頭に相談した上で、検討する。

## 第4章 いじめに対する措置

### 1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができるを考える。

そのような事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

## 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

### (1)段階に応じた対応

- レベルI**…管理職に報告し、担任・学年が把握し、注意・指導を行うレベル  
□言葉によるからかい □悪口・陰口、軽度の暴言 など  
→担任・学年教員で対応し、解決を図る。必要に応じて、スクールカウンセラー やスクールソーシャルワーカーとも連携する。
- レベルII**…管理職・生活指導部（担当）を含めた学校全体で共通理解を図り、指導・改善を行うレベル  
□仲間はずれ □無視 □攻撃的な言動 など  
※その他、教育的見地からレベルIIとして指導するのが適切と判断される場合  
→担任・学年教員とともに、管理職・生活指導担当が指導し、同じ事が繰り返されないよう保護者を交えて指導する。
- レベルIII**…教育委員会と連携して校内での指導を行うレベル  
□暴言・誹謗中傷行為（「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷行為等、態様が悪質で被害が大きいもの）  
□脅迫・強要行為（態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルIVに至らないもの）  
□暴力（蹴る・叩く・足をかける等、態様・被害・影響の比較的軽いもので、レベルIVの暴力にあたらないもの）  
※その他、教育的見地からレベルIIIとして指導するのが適切と判断される場合  
→管理職が教育委員会と連携し、指導計画を立て学校で管理職・生徒指導担当が指導するとともに、保護者にも働きかけ家庭で指導する。
- レベルIV**…教育委員会が主導的役割を担い、学校管理規則に則り出席停止措置を行い、警察等と連携し校外での指導を行うレベル  
□重い暴力・傷害行為  
□重い脅迫・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルVに至らないもの）  
※その他、教育的見地からレベルIVとして指導するのが適切と判断される場合  
→管理職が警察・教育委員会と連携し、教育委員会が出席停止を行い、指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。
- ※被害児童の状況を考慮し、被害児童の保護・加害児童への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。
- レベルV**…学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移るレベル  
□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為  
(態様・被害の程度、背景事情を考慮する)  
※その他、教育的見地からレベルVとして指導するのが適切と判断される場合  
→教育委員会が主導で、警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。

### (2) 対応の際の留意事項

- ① いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。  
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあつたりした場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- ② 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ不登校対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ③ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- ④ 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- ⑤ 学校や教育委員会が、加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、そ

の指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- ⑥ いじめを繰り返し行う等性行不良であって、他の児童の教育に妨げがあると認める児童がある時には、教育委員会に報告又は出席停止について意見を具申する。

### 3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたは悪くない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して今後の対応を行っていく。
- (2) 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- (3) あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習・その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。
- (4) いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うことが大切である。

※ここでいう、「解消した」については、同章7に記載。

### 4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- また、いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さら出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

### 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ① いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てるこを通じて、行動の変容につなげる。
- ② 同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けていた児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
- ③ 「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持って

いることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。
- ① 全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営とともに、すべての教職員が支援し、児童が他人と関わる中で、自らのよさを發揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。
  - ② そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。
  - ③ 運動会や音楽会、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の掲示板への不適切な書き込みや、メール・LINE 等によるいじめがあった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、掲示板等のURLを控え、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ不登校対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

### (i)掲示板への誹謗・中傷等の書き込みへの対応について

#### ① 「ネット上のいじめ」の発見

「ネット上のいじめ」に関する情報は、教職員よりも児童や保護者、地域の方、卒業生の他、一般市民からの情報提供によることが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。

→情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録をとる。

→情報提供者の連絡先を確認し、情報源（情報提供者）の守秘を約束する。

#### ② 書き込み内容の確認と保存

書き込みがあった掲示板等のURLを控え、書き込みをプリントアウトする等して、内容を保存する。

→パソコンから見ることができない場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする。

→誹謗・中傷等の内容のプリントアウトが困難な場合は、デジタルカメラ等で撮影する。

書き込みの内容が緊急を要する場合（殺人予告、爆破予告、自殺予告等）は、関係機関に連絡する。

→犯罪にかかわるケース…警察（被害の児童・その保護者から被害届）

→生徒指導事案、人権侵害事象…教育委員会

#### ③ 掲示板等の管理者に削除依頼及び開示請求

（削除依頼と開示請求をセットで行うことが望ましい）

基本的には、被害の児童が学校の協力を得ながら依頼及び請求を行う。（学校が代理で行うことはできるが、その場合には管理者への対応の情報提供となり、管理者に対応の義務を負わせることができない。）

→掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」の表示を検索する。

→該当箇所をクリックし、管理者にメールを送るページ欄に、件名、内容等の事項を書き込み送信する。（個人の所属・氏名等を記載する必要なし。）

#### ④ 掲示板等のプロバイダ（掲示板サービス提供会社等）に削除依頼。

管理者への連絡先が不明や、削除依頼しても削除されない等の場合、プロバイダへ削除依頼を行う。管理者やプロバイダへ依頼しても削除されない場合、依頼メールの不備を点検後、メールを再送する。それでも削除されなかった場合、警察や法務局・地方法務局に相談する等して、対応方法を検討する。

(ii) 携帯電話やスマートフォンでのメール・LINE等によるいじめへの対応について

① 「メール」「LINE」等によるいじめの発見

携帯電話やスマートフォンでの「ネット上のいじめ」に関する情報は、児童や保護者からの情報提供によることが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。

→情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録をとる。

→情報源（情報提供者）の守秘を約束する。

② 書き込み内容の確認と保存

書き込みがあった箇所を控える。誹謗・中傷等の内容のプリントアウトが困難な場合が多いと思われるので、デジタルカメラ等で撮影する等して、内容を保存する。

→書き込みの内容が緊急を要する場合（殺人予告、爆破予告、自殺予告等）は、関係機関に連絡する。また、書き込んだ相手が児童でない場合も、関係機関に連絡する。

③ 書き込んだ相手に対しての対応

書き込んだ相手が児童でない場合

→関係機関と連携し対応していく。

書き込んだ相手が児童の場合

→相手が他校の場合、相手の学校と連携を取りながら、教育委員会とも連携し対応していく。

→相手が自校の場合、当該児童や保護者に聞き取りを行い、内容を確認し、書き込み内容を削除させる。その後の対応や指導については、他のいじめ事案と同様に行う。

(2) 情報モラル教育の推進については、日常の教育活動全体において、折に触れ行う。特に、総合の時間を活用し、簡単な操作で世界中に情報を発信できる手軽さの危険性と、それに起因する問題等を認識させ、児童のメディアリテラシーの向上を図る。

## 7 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることをいう。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることである。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

学校は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることである。学校は、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

生徒指導部会・いじめ不登校対策委員会は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等の対処プランを策定し、確実に実行しなければならない。

## 第5章 重大事態への対処

### 1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

一 いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき

二 いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判

断する。例えば、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たる。

## (2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて貝塚市長へ、事態発生について報告する。

## (3) 調査の趣旨及び調査主体

重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、本校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られない場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会において調査を実施する。

## (4) 調査を行うための組織

教育委員会又は本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

## (5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、本校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

### ① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めること。

いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

### ② いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などを実施する。

## 【自殺の背景調査における留意事項】

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊

厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童の最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。

## 2 調査結果の提供及び報告

### (1) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらな個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

### (2) 調査結果の報告

調査結果については、貝塚市長に報告する。

説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて貝塚市長に送付する。